

ISO 14001:2015 についてのよくある質問 (FAQ)

以下の FAQ は、ISO 14001:2015 のユーザーの理解をさらに深めるために作成されました。この FAQ は、ISO/TC 207/SC 1/WG 5 (WG 5) の作業グループの専門家が ISO 14001 改正プロセスの過程で合意した推奨事項に基づいています。FAQ は、以下の項目に分かれています。

- 一般的コンセプト
- 用語及び定義
- 箇条固有の概念

用語“HLS”及び“附属書 SL”は、2015 年版 ISO 専門業務用指針第 1 部（第 6 版）の附属書 SL に規定されたマネジメントシステム規格 (MSS) で用いられる上位構造、共通の中核となるテキスト、共通用語及び中核となる定義を指します。

一般的コンセプト

1. ISO のマネジメントシステム規格の要求事項である附属書 SL のテキストの一部が変更されているのはなぜですか？

環境マネジメントシステム (EMS) 固有の要求事項を中核となるテキストに追加しつつも、附属書 SL の使用上適用される規則への適合を維持するために、柔軟に統合的アプローチを用い、主題に応じて、また ISO/TC 207/SC 1/WG 5 の作業原則に沿って EMS 固有の要求事項を組み込むことが合意されました。EMS 要求事項が、文章又は箇条書きで (附属書 SL の文章又は箇条書きとは) 分けて追加されている場合と、附属書 SL の文章又は箇条書きの中に挿入されている場合とがあります。

本文に関する WG 5 の作業原則は、次の事項を含みます。

- 平易さ、明確さ及び翻訳可能性
- 簡潔であること、及び冗長性を避けること
- 規格の柔軟性及び使いやすさ
- 検証可能性
- 規格の他の要素との両立性

整合性のために、附属書 SL の言葉とは違う言葉が使われている場合があります。例えば、“…を計画し、確立し、実施し、維持し、管理し、継続的に改善する”の使用に関しては、ISO 14001:2015 でこの表現を一貫して用いることが重要ではあるものの、箇条の具体的な意図を正しく表現するため、一部の箇条では変更を加えるという点が合意されました。例えば、6.1.1 において、WG 5 は“プロセスを確立し、実施し、維持する”という表現を用いましたが、これは 8.1 の表現とは異なります。WG 5 は 8.1 において、“確立し、実施し、管理

し、かつ、維持する”という表現を用いています。

2. ISO 14001:2004 で要求されていたあらゆる手順はどうなるのですか？

ISO 14001:2015 は、“手順”という用語の使用を避けています。これは、多くの人々によってこれが“文書化した手順”の意味で誤って適用されてきたからです。

“プロセス”を要求する特定の箇条に加え、4.4 は環境マネジメントシステムに必要なプロセスの確立を組織に要求しています。A.4.4 は、環境マネジメントシステムが管理され、計画どおりに実施され、望ましい結果を達成しているという確信をもつために必要なプロセスの範囲の決定は、組織に委ねられていることを明記しています。

運用の計画及び管理に関する A.8.1 は、プロセスが効果的で、望ましい結果を達成することを確実にする方法が複数あることを明記しています [a)~f)を参照。]。“手順”を確立すること（すなわち、プロセスを実施するために規定された方法）は、それらの方法の一つに過ぎません [c) を参照。]。“文書化した手順”の確立はもう一つの方法です [f) を参照。]。

7.5.1 は、規格の特定の箇条において要求される文書化した情報に言及しています。また、環境マネジメントシステムの有効性のために組織が必要とみなすその他の文書化した情報にも言及しています。

これらの箇条の規定を考慮に入れた上で、WG 5 は 2015 年版において必要とされる“手順”の必要性を再評価し、特定の箇条において“プロセス”の要求事項を規定すること、また場合によっては、これらのプロセスの文書化に関する要求事項を規定することで合意しました。これによって、組織は、特定の方法（すなわち“手順”）でプロセスを実行しなければならないかどうか、他の運用管理方法のほうが適切であるかどうか、及び追加的な文書化した情報が必要かどうかを柔軟に決定することができます。

3. 変更の管理に関する箇条がないのはなぜですか。

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、“変更管理”を扱う独立した箇条又は細分箇条を要求事項に設けないことで合意しました。“変更管理”については、適切な細分箇条で扱っています。また、変更管理に関する説明が附属書 A.1 にあります。

4. ISO 14001 が“影響 (effect)”を用いていたたり“影響 (impact)”を用いていたたりするのはなぜですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、“リスク及び機会”の定義及び規格の他の箇所において用いられる“影響 (effects)”が、組織への影響と環境への影響の両方を含むことで合意しました。“環境影響 (environmental impacts)”は、特に環境への“影響 (effects)”を指す場合に用いられています。

5. “環境パフォーマンスを向上させる”という表現にはどのような意図があるのですか？

この表現の根底にあるのは、組織による環境への悪影響を低減する（例えば、資源利用、排出、廃水、廃棄物等を減らす。）という意図、又は組織の有益な影響を増大させる（例えば、副産物の再利用及びリサイクル、土地の保全等）という意図です。この概念は、ISO 14031 では“操業パフォーマンス”と呼ばれています。ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、ISO 14001 改正の基本指針に合わせ、環境マネジメントシステムの改善に関して、附属書 SL 及び ISO 14031 との整合を保持することを望みつつも、一部の箇条においては操業パフォーマンスの改善の重視を強調したいと考えました。そこで、WG 5 が強調を加えることに合意した箇条においては、“環境パフォーマンスを向上させるために”という表現を用いることで合意しました。

6. 4.1、4.2 及び6.1 で期待されることは何ですか？

初めに期待されるのは概念的な理解であり、次に期待されるのがより詳細な決定です。例えば、4.1 及び 4.2 で期待されるのは、その組織に関連する課題及び利害関係者の要求事項についての概念的な理解です。6.1 に関しては、その意図は著しい環境側面（6.1.2）及び順守義務（6.1.3）の詳細な決定を行うことです。6.1.1 の意図は、“リスクに基づく考え方”に沿って、他の課題及び要求事項に関連する“リスク及び機会”の概念的な分析を生じさせることです。詳細なリスクマネジメントに関する要求事項又は期待はありません。

7. 新しい表現“組織の管理下で働く人（又は人々）”にはどのような意図があるのですか？

附属書 A.3 に記載されているように、“組織の管理下で働く人（又は人々）”という表現には、組織で働く人々、及び組織が責任をもつ、組織のために働く人々（例えば、請負者）が含まれます。この表現は、ISO 14001 の旧規格で用いていた“組織で働く又は組織のために働く人”という表現に置き換わるものです。この新しい表現の意味は、旧規格から変更していません。

8. “EMS の意図した成果”とは何を意味するのですか？

箇条 1 の適用範囲に“意図した成果”の概念が導入されています。詳しい説明は、附属書 A.3 に記載されています。“意図した成果”という表現は、環境マネジメントシステムの実施によって達成しようとするものです。最低限の 3 つの“意図した成果”には、環境パフォーマンスの向上、順守義務を満たすこと、及び環境目標の達成が含まれています。組織は、それぞれの環境マネジメントシステムについて、追加の意図した成果を設定することができます。例えば、組織は環境保護へのコミットメントと整合して、組織は、持続可能な開発に取り組むための意図する成果を確立してもよいでしょう。

用語及び定義

9. 箇条3において、用語及び定義はどのような順序で並べられているのでしょうか？

ISO/IEC 専門業務用指針第2部に規定されているように、用語及び定義は（規格のまえがきの順序を反映し）概念の階層に従って並べられています。ISO 14001:2015の場合、用語は大きな箇条タイトル（すなわち、組織の状況、リーダーシップ、計画等）によってグループ分けされています。ISO/TC 207/SC 1/WG 5は、それらのグループの中で、(i)分野固有の用語が一般的な用語の後に続けて示され、かつ、可能な限り(ii)本文中に現れる順番で用語が示されるように、用語を並べることで合意しました。WG 5は“用語索引（アルファベット順）”を挿入しましたが、これは、別の言語の文字順では、変更される場合があります。

10. ISO 14001 英語版では“順守義務”が用いられているのに、一部の翻訳では“法的要求事項及びその他の要求事項”が用いられているのはなぜですか？

一部の言語の翻訳上の課題に対処するため、ISO/TC 207/SC 1/WG 5は、“順守義務”の定義に許容用語として“法的要求事項及びその他の要求事項”を加えることで合意しました。ISO 14001:2015の他言語版を作成するに当たり、翻訳を行う各国会員団体は、定義の意味を最も正確に伝える用語を選択することができます。

11. ISO 14001 で環境マネジメントに関して用いられている“順守義務”と、ISO 19600 でコンプライアンスマネジメントに関して用いられている“順守義務”に違いはありますか？

違いはあります。ISO/TC 207/SC 1/WG 5は、ISO 14001における“順守義務”が、環境マネジメントシステムに関連する要求事項に限定されることを明確にするため、“注記”（規定）を追加することで、この用語の定義を変更しました。

12. ISO 14001 は、組織の様々な順守義務（例えば、強制的な要求事項、自発的な要求事項等）の適用を同様に扱っていますか？

はい。ISO/TC 207/SC 1/WG 5は、EMSに関する箇条及び関連する規定を次の事項に対して同様に適用することで合意しました。

- 規制及び法的拘束力をもつ要求事項等の強制的な要求事項
- 親会社の子会社に対して定める指示又は各部署に対する会社の指示等、技術的には法的拘束力をもたないが、順守せざるを得ない義務
- 組織が表明することを選択したコミットメント等の自発的な要求事項

WG 5は、(1) それぞれについて別個の要求事項（すなわち、強制的な文言）を設けたり、(2) それぞれについて重複する要求事項を規定したりすることによってこれらを区別することは望みませんでした。

13. 外部委託したプロセスとは何ですか？

外部委託したプロセスは、調達した製品及びサービスとは異なります。附属書 A の A.8.1 に外部委託したプロセスの具体的な条件が盛り込まれました。これは、次の全ての事項を満たす、外部の組織によって実施されるプロセス又は機能です。

- 環境マネジメントシステムの適用範囲の中にある。
- 組織が機能するために不可欠である。
- 環境マネジメントシステムが意図した成果を達成するために必要である。
- 要求事項に適合することに対する責任を、組織が保持している。
- そのプロセスを組織が実施していると利害関係者が認識しているような、組織と外部提供者との関係がある。

箇条固有のコンセプト

14. 4.1 の“課題”は何を意味するのですか？

“課題”には、組織にとって重要なトピック、討議及び議論のための問題、又は環境マネジメントシステムの意図した成果に好ましい又は好ましくない影響を与え得る、変化している周囲の状況が含まれます。

- EMS に関連する課題は、環境条件（例えば、大気、水、土地、天然資源）に限られません。
- 課題は、外部及び内部の環境以外のテーマ（例えば、財務、技術、ガバナンス）から生じる場合があります（附属書の A.4.1 に示された例を参照。）。
- リスク／機会は課題ではありません。リスク／機会は課題から生じます。

15. “組織の目的”は何を意味しますか？

4.1 の第 1 段落において、組織の“目的”は、組織が存在する理由、組織の“レゾンデートル”を意味しています。組織の目的は、組織の存在の中核となる活動を含み、組織のビジョン及びミッションにしばしば反映されます。

16. 4.1 及び 4.2 のアウトプットとして期待されるものは何ですか？

これらの箇条のアウトプットは知識です。これは、環境状態を含む内部及び外部の課題、並びに関連する利害関係者の要求事項が、EMS の意図した成果を達成する組織の能力にどのような影響を与え得るかについての概念的な理解です。この知識は、EMS の設計及び改善へのインプットとして用いられます。

この知識の証拠は、例えば、組織の EMS の他の部分に現れます。4.1 及び 4.2 は、要求事項

を満たすために文書化した情報を必要としないことが合意されました。EMS はそれぞれが固有であるため、組織は、7.5.1 に基づき、EMS の有効性のために追加の文書化した情報が必要かどうかを決定することができます。

17. 4.2 はどのような意図をもつのですか？

4.2 は、組織が、関連するニーズ及び期待を理解することを目的として利害関係者に関する情報を収集するための戦略的で予備的なステップを説明しています。

関連する利害関係者の関連する要求事項に関する知識に基づいて、組織が 4.2 の“概念的レベル”で順守義務を決定することが ISO/TC 207/SC 1/WG 5 で合意されました。これらの要求事項に関する詳細な分析を 6.1.3 で行っています。

4.2 において利害関係者に言及する際に、“要求事項”という用語を“ニーズ及び期待”に置き換えました。これは、強制的な要求事項（法律又は許可条件等）である利害関係者の要求事項と、組織が守ることを選択した要求事項（契約上の合意等）との区別を維持するために行われました。利害関係者のニーズ及び期待に取り組み、EMS を設計する際にそれらを考慮に入れるという決定は、なおも組織に委ねられています。

18. EMS の適用範囲を決定する際に 4.1 及び 4.2 を考慮することの意図は何ですか？

組織は、EMS の適用範囲を決定する権限を保持しています。組織は、4.1 及び 4.2 で特定された課題に対して、EMS において取り組む上での優先順位を決定する自立性を与えられています。4.3 は、組織が全ての課題に取り組まなければならないことを意味するわけではありません。

さらに ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、その意図が、必ずしも利害関係者の全ての要求事項ではなく、順守義務（組織が順守しなければならない又は順守することを選んだ、関連する利害関係者の要求事項）を考慮することであるという点で合意しました。そのため、この文章では“考慮に入れる”（take into account）ではなく“考慮する”（consider）という表現が用いられています。

19. 4.3 “EMS の適用範囲の決定”にはどのような意図があるのですか？

EMS の“適用範囲”には、ISO 14001 の要求事項が適用される組織の機能、物理的境界、並びに組織の活動、製品及びサービスが含まれます。適用範囲の記述を確立する場合は、箇条書きで記載された項目を考慮するのが一般的な方法です。

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、ISO 14001 の 2015 年版において、組織が EMS を段階的に導入することを認める長年のコンセンサスのとれたポジションを確認し、維持しました。著しい環境側面をもつ活動、製品及びサービスを意図的に除外するために、活動、製品及びサービスを“えり好みする”組織が現れるのではないかと懸念に対処するため、透明性を確保し、誤解を避けることができるように、適用範囲を利害関係者に対して入手可能にす

るという要求事項が追加されました。

EMS の適用範囲及び境界が一旦定められたならば、定められた適用範囲に含まれる活動、製品又はサービスを除外することは認められません。組織は適用範囲の境界を決める自由度及び柔軟性を保持していますが、ISO 14001:2015 への適合は、しっかりとした、信ぴょう（憑）性及び信頼性のある EMS に基づくべきです。

ISO 14001:2004 の 4.1 の要求事項、“組織は...どのようにしてこれらの要求事項を満たすかを決定すること”の意図に沿って、ISO 14001:2015 は、EMS の要求事項をどのように満たすかを決定する自由は組織が持っているというコンセプトを保持しています。さらに明確な説明が必要な場合は、附属書 A.4.3 及び A.4.4 を参照してください。

20. 環境を保護するという方針コミットメントの意図は何ですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、次の点について合意しました。

- その意図は、環境を保護するという方針コミットメント（定義された用語 3.2.1 に含まれた包括的意味）をもつということである。これは、“汚染の予防”のコンセプトを含むが、他のコンセプト（すなわち、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和等）を含む場合もある。
- “汚染の予防”に引き続き重きを置く。
- 積極的な、先を見越した取組みを意味する“汚染の予防”より広い範囲を網羅することを意図する。

21. “リスク及び機会”を決定するという要求事項にはどのような意図があるのですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、次の点について合意しました。

- “リスク及び機会”は環境リスク（すなわち、大気、水、土地、天然資源等に関するもの）より幅広く、リスクをもたらす他の非環境的課題から生じる場合もある。
- “リスク及び機会”は、必ずしも EMS に関係しない場合がある。組織の目的及び EMS の意図した成果に影響し得る場合に限る。
- その意図は、組織の状況に関するリスク及び機会（すなわち、4.1 及び 4.2 の“課題”で、環境マネジメントシステムの意図した成果に(i)有害な影響（リスク）又は(ii)有益な影響（機会）をもたらす可能性があるものを決定し、これらに取り組むこと、並びにリスク（脅威）及び機会の優先順位付けへのインプットのの一つとしてこの知識を用いることにある。
- この規格に規範的なリスクマネジメントプロセスに関する要求事項は入れない。

リスク及び機会に関する追加の手引は、附属書 A.6.1 に記載されています。

22. 著しい環境側面を決定する基準の例にはどのようなものがありますか？

環境に関する基準（例えば、毒性、暴露時間及び暴露の可能性等）は、環境側面を評価す

の際の基本的な最低限の基準です。その他の基準を用いることもできます（例えば、ある環境側面が環境に関する基準だけを考えたときには重要でないと思われても、組織のその他の課題（不順守の危険性、又は関連する利害関係者のニーズ及び期待を満たす機会等）を考えた場合には、その側面がより高い優先順位を与えられたり、又は重大性の決定に当たってより大きな重要性をもったりすることがあり得ます。）。ただし、環境影響に基づいて著しいとされた側面を小さく見せるために、その他の基準を用いてはなりません。

23. リスク及び機会、環境側面、並びに順守義務の決定は別個のプロセスなのか、それとも統合できるのですか？

6.1.1 から 6.1.4 に関して独立した分析を行いたいのか、それとも分析の一部（又は全て）を合体したいかを組織が決定します。ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、6.1.4 において取り組む必要がある“リスク及び機会”を決定するための第 2 段階の“選別”を著しい環境側面（6.1.2 のアウトプット）又は順守義務（6.1.3 のアウトプット）に課す必要があるということを意味しないことで合意しました。組織は、課題に関連するリスク及び機会、著しい環境側面、並びに順守義務を別々に、又はまとめて決定できるため、組織がプロセスを計画し、そのプロセスが計画どおりに実行されたという確信をもつために必要な範囲で、そのプロセスに関する文書化した情報（著しい環境側面を決定するために用いる基準を含む。）を維持することが要求されます。ただし、ISO 14001:2015 は、プロセス（又は複数のプロセス）のアウトプットを文書化することを要求しています。

24. 4.1、4.2、6.1 及び8.1 にはどのような関係があるのですか？

4.1 及び 4.2 は、取り組む必要のあるリスク及び機会、ライフサイクルの視点の適用を含む著しい環境側面、並びに 6.1 の順守義務を決定するために 6.1 で組織が用いる知識について示しています。これらは、6.1.4 で特定した計画した取組みへの対応に必要な運用の管理の実施に焦点を当てた 6.1.4 及び 8.1 へのインプットです。

25. 環境目標に関する箇条から事業上の考慮が除かれたのはなぜですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、6.1.4 において行う取組みの計画策定に当たって、組織に様々な選択枝をもたせることで合意しました。環境目標に関する考慮事項（すなわち、技術的な選択枝等）はこれら全ての選択枝に適用されるため、6.1.4 に移しました。

26. 組織がリスク及び機会、順守義務及び著しい側面に対処するための取組みの計画を策定することになった今、環境目標は必要でしょうか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、6.1.4 において行う取組みの計画策定に当たって、組織に様々な選択枝をもたせる一方で、環境目標は最小限の条件として確立しなければならないという点で合意しました。

WG 5 は、環境目標を設定する際に、著しい環境側面、順守義務を考慮に入れること、並びにリスク及び機会を考慮することは、著しい環境側面、順守義務、並びにリスク及び機会のどれに取り組む必要があるかの決定（これらは 6.1 で決定されている。）を繰り返すことを意味しないという点で合意しました。

27. 伝達されなければならないトピックが 7.4 に列挙されていないのはなぜですか？

文書化した情報に関する要求事項の配置に関しては附属書 SL モデルに従い、特定のトピックの伝達に関する要求事項は、そのトピックが論じられる場所に対応する箇条に置かれており、7.4 にはまとめられていません。

28. 8.1 は外部提供者に要求事項を課していますか？

ISO 規格は、規格を採用する組織だけに要求事項を課することができます。8.1 は、外部提供者のプロセスを管理することではなく、外部提供者に影響を及ぼし得る内部のプロセスに焦点を当てています。“外部提供者”という用語は、調達した製品及びサービス、又は外部委託したプロセスのいずれかの供給者を包括する意味で、ISO 9001 に合わせて用いられています。

29. ISO 14001 に設計に関する新しい要求事項が含まれているのはなぜですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、運用の計画及び管理で設計活動に取り組むことが望ましいという点で合意しました。これは、製品及びサービスのライフサイクルの各段階で、環境影響に影響を与える可能性のある重要な決定が下されるからです。

30. ISO 14001 は、バリューチェーンの中にある全ての人に組織の環境影響を伝達することを組織に要求していますか？

いいえ。組織は、輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理段階における潜在的な著しい環境影響に関する情報の提供に関して柔軟性をもっています。そのため、“必要性について考慮する”という表現が保持されました。

31. ISO 14001:2015 では、潜在的な緊急事態の特定に関する 2004 年の要求事項は削除されたのですか？

いいえ。潜在的な緊急事態の特定に関する要求事項は、PDCA モデルの管理段階よりも計画段階に当てはまるという点が合意されました。そのため、6.1.1 に含まれています。

32. 9.3 d) 4) は内部の EMS 監査だけに適用されるのですか、それとも内部と外部の両方の EMS 関連監査に関する情報を含めることを意図しているのですか？

9.2.2 で“監査”という用語を用いる時の意図は（細目箇条のタイトルと同じく）、組織自体

によって行われる、又は組織の代理で行われる内部監査を意味しています。他方、9.3 では、内部と外部の両方の EMS 関連監査（すなわち、第一者、第二者及び第三者）を意味しています。

33. “環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善”という表現にはどのような意図があるのですか？

ISO/TC 207/SC 1/WG 5 は、システム改善の最終目標を、環境パフォーマンスの改善に至ることとすることで合意しました。WG 5 はさらに、EMS 改善に環境パフォーマンス改善が含まれ得ることについても合意しました。EMS 改善に焦点を当てることが要求事項の意図である場合と、環境パフォーマンス改善を強調することが意図である場合があることが確認されました。

そこで WG 5 は、次のような表現を用いました。

- “継続的改善” という用語が単独で用いられている場合は、EMS 改善と環境パフォーマンス改善の両方に焦点を当てることを意図しており、そのどちらかだけを *特別に強調しているわけではありません*。
- “環境マネジメントシステムの継続的改善” という表現が単独で用いられている場合は、環境マネジメントシステムの改善だけに焦点を当てることを意図しています。
- “環境パフォーマンスを向上させる” という表現が単独で用いられている場合は、環境パフォーマンスの改善だけに焦点を当てることを意図しています。
- “環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善” という表現が用いられている場合は、EMS 改善と環境パフォーマンス改善の両方に焦点を当てることを意図しており、パフォーマンス改善を *重ねて強調* しています。